

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第6号（平成22年8月11日）

職員の給与に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣された職員の給与）

第2条 市町村及び宮城県（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の給与については、当該職員を派遣した市町村等における一般職の職員の給与に関する規定に基づくものとする。

（臨時又は非常勤職員の給与）

第3条 臨時又は非常勤の職員については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で賃金又は報酬を支給する。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。